

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成28年7月27日 12時20分ごろ
発生場所	熊本県宇城市寺島北北東方沖 寺島灯台から真方位021° 1,380m付近 (概位 北緯32° 36.4′ 東経130° 28.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートKENZOは、帰航中、船外機を始動できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート KENZO、5トン未満（長さ5.61m） 293-22444熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、遊漁を終えて帰航中、船速が低下したので、船長が、船外機に不具合が生じたと思い、船外機を停止した。</p> <p>船長は、船外機を点検したが異常を認めなかったため、船外機を始動してクラッチを操作すると停止する状態となり、船外機の始動と停止を繰り返すうちに始動もできなくなったので、118番通報した。</p> <p>本船は、巡視艇により定係地へえい航された後、船長が燃料タンクを確認したところ、燃料がなくなっていた。</p> <p>船長は、週に1回、遊漁の目的で出港しており、その都度、燃料約10ℓを給油していたが、本インシデント当日は、いつもと同じ近場の釣り場であり、前回の出港時に倍の約20ℓを給油していたので、燃料は足りるものと思い、給油せずに出港した。</p> <p>本船は、予備の燃料を携行していなかった。</p> <p>本船は、本インシデントの翌日、船長が燃料を給油したところ、正常に船外機を始動できた。</p>
分析	<p>本船は、燃料が欠乏したことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、前回の出港時にふだんの倍の燃料を給油していたので、燃料は足りるだろうと思い、燃料の残量を確認していなかったことから、航行中に燃料が欠乏したものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、燃料が欠乏したため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出港前には燃料油量の確認を行うとともに、予備の燃料を携行すること。</li></ul>